

平成30年度 第73回国民体育大会・第74回国民体育大会冬季大会

派遣費助成要領

1. 目的

国民体育大会に参加する監督・選手の派遣経費の一部を北海道からの補助金と北海道体育協会の自己財源より助成する。

2. 助成対象者

国民体育大会実施要項参加人員に定められている監督・選手数を上限とした、各競技団体の参加申込人数とする。

3. 補助対象項目

区分	対象項目	内容
本大会	交通費	居住地最寄駅（道内）から競技会場最寄駅までの往復交通費（JR、バス、フェリー、航空機等）の実費額を助成する。 上限額：68,000円
		ふるさと選手 居住地最寄駅から競技会場最寄駅までの往復交通費（JR、バス、フェリー、航空機等）の実費額を助成する。 上限額：上記記載の上限額の範囲内で、本会旅費基準により算出した額
	宿泊費	・競技別開始式、監督会議、公式練習、各種計測、競技開始日のいずれかの前日から競技終了日までを助成対象期間とする。 ・総合開会式参加者は、開会式前日より助成対象期間とする。 ・少年種別選手については、引率の関係上、監督と同じ助成対象期間とする。 ・指定外宿舎へ宿泊した場合は、指定宿舎料金を上限に助成する。
	用具輸送費	競走馬及びヨット競技艇輸送に係る実費額の1/3を助成する。 上限額：馬術競技 600,000円、セーリング競技 675,000円
	服装費	第63回大会以降に購入していない者に対し助成する。 上限額：3,500円（4点セットを購入した場合のみ）
	冬季大会	交通費
ふるさと選手 居住地最寄駅から競技会場最寄駅（釧路市及び札幌市）までの往復交通費（JR、バス、フェリー、航空機等）の実費額を助成する。 上限額：別途上限額をご連絡いたします。		
宿泊費		・競技別開始式、監督会議、公式練習、競技開始日のいずれかの前日から競技終了日までを助成対象期間とする。 ・少年種別選手については、引率の関係上、監督と同じ助成対象期間とする。 ・指定外宿舎へ宿泊した場合は、指定宿舎料金を上限に助成する。
服装費		上限額：7,500円（コート：7,000円、帽子：500円）

【留意事項】

※交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合にかかる経費とし、**提出された証拠書類（交通事業者または旅行代理店等の領収証書）に基づく実費精算とする。**

※対象経費の証拠書類は原本を提出すること。**（自筆サイン・捺印による個人領収書は認めない）**

※交通費については**道内の移動に係る交通費も対象**のため、証拠書類をとりまとめのうえ、**経路内訳表を作成し添付**すること。

※用具輸送が伴う利用であっても、**レンタカー及びバスの借上料は助成対象外**とする。

※往路・復路共に、大会参加に関係のない経由地への移動または大会参加に必要な経由地や会場地での事前・事後の滞在は助成対象外とする。この場合、往路については競技開催地まで、復路については競技開催地から居住地までの交通費は支給しない。

※事前合宿を行い国体開催地へ移動した場合は上限額の範囲内で助成対象とするので、その移動に伴う証拠書類も提出すること。

4. 派遣費の支払いについて

概算払	交通費（本会積算額×対象人数）、宿泊費（指定宿泊料金×2泊×対象人数）
精算払	宿泊費（勝ち上がり等により追泊分）、用具輸送費（上限額の範囲内で実費の1/3）、服装費（上限額×対象人数）

※交通費等で返納額が生じた場合、追給分の宿泊費等と相殺し精算払いを行う。

5. 提出期限及び提出書類

	計 画 書	報 告 書
提出期限 (厳守)	各競技参加申込締切後7日以内 (参加申込期限：別紙参照)	最終締切： <u>平成30年11月30日(金)</u>
提出書類	(1) 事業計画書……………様式1 (2) 収支予算書……………様式2 (3) 振込口座申出書………様式3	(1) 実施報告書……………様式4 (2) 収支決算書……………様式5 (3) 宿泊費個人別一覧………様式6 (4) 服装費個人別一覧………様式7 (5) 宿泊精算確認票……………様式8 (6) 証拠書類（領収書）

6. 証拠書類（領収書）の整備

- (1) 対象経費（交通費・宿泊費・用具輸送費・服装費）の領収書については、原本を添付してください。
- (2) 競技開始時間等により朝食または夕食を欠食し宿舎以外で食事を摂った場合は、必ず欠食にあたる領収書（写し可）を添付してください。
- (3) 宿泊単価及び宿泊日確認のため、宿泊精算確認票（様式8または大会指定の確認票）を領収書と併せて必ず提出してください。
- (4) 別紙「領収書等の添付について」を参照のうえ、提出書類の整備をお願いいたします。